



全国安全週間準備打合せ会を開催しました



6月6日(水)、県西生涯学習センターで筑西労働基準協会との共催により全国安全週間準備打合せ会を開催しました。安全コンサルタントをお招きした「共同宣言」(*)に関するパネルディスカッション、水戸地方気象台技術課長小林氏を講師に招いた特別講演「地震と防災」を主な内容といたしました。多数のご参加をいただきありがとうございます。



労働災害が増えています

休業4日以上以上の労働災害が、平成22年以降増加に転じています。全国、茨城県、筑西監督管内とも同じ状況です。さらに、平成24年も昨年同時期に比べて増えています。このままでは、平成20年から24年の5年間の労働災害を、その前5年間より15%減らすとした第11次労働災害防止計画の達成は難しいように思われます。

また、各業種における主要な災害にもほとんど変化はありません。業種ごと、それぞれ次

のような災害を重点的に防止しようとする取組が必要です。

- 製造業
 - 「挟まれ・巻き込まれ」と「機械・器具」
- 建設業
 - 「墜落・転落」と「高所作業」
- 貨物運送業
 - 「墜落・転落」と「荷合作業」
- 商業やその他
 - 「転倒」と「床面ほかでの各作業」

もし三六協定に不備があったら

時間外・休日労働に関する協定(届)は、三六(サブロク)協定とよくいわれています。労使間で締結して、監督署に届け出ます。しかし、協定当事者の要件などに不備があったらどうでしょう。

三六協定は、労働基準法で定める労働時間(法定労働時間)を超える労働時間(時間外労働)の違法性を免責する手続きです。適切に協定を結び、その後に監督署まで届け出て初めて所要の手続きは終了します。

協定は、使用者と労働者の過半数で組織する労働組合、組合がなければ「労働者の過半数を代表する者」との間で結ばれます。そして、過半数を代表する者の選び方にも適否があります。投票、挙手、話し合いなど、労働者の意思が反映される手続きが必要です。仮に、使用者が一方的に指名して選んだといったようなことでは不適切です。それでは時間外労働は減りません。何より協定は無効となってしまう

過重労働の防止や労働時間の適正化には、三六協定を適切に締結することも欠かせません。

労災保険の費用徴収

労働者災害補償保険法には、事業主から費用を徴収する場合がある旨の規定があります。次のような場合です。

- ア 保険成立の手続きを怠っていた期間に発生した業務・通勤災害について保険の給付を行う場合
- イ 労働保険料を納付せず、かつ督促状に指定した期日を過ぎても滞納する期間に発生した業務・通勤災害について保険の給付を行う場合
- ウ 業務災害の原因となる事故に関して、事業主に故意又は重大な過失がある場合で、保険の給付を行う場合

徴収する費用の額は、規定上「その保険給付に要した費用に相当する全部又は一部」となっていますが、通達によって示されており、アでは保険給付額の100分の40、イでは滞納額との兼ね合いで上限が100分の40、ウでは100分の30に相当する額をそれぞれ徴収することとされています。

熱中症を防ごう!

高温多湿な職場では熱中症が多発します

職場の熱中症予防に努めましょ

う

- ☑ WBGT値の低減に努めている
- ☑ 熱への順化期間を設けている
- ☑ 自覚症状の有無にかかわらず、水・塩分を摂っている
- ☑ 透湿性・通気性のよい服装をしている
- ☑ 睡眠不足・体調不良ではない

* 貨物運送業の労働災害の防止のため、昨年8月に、陸災防水戸線分會、筑西基準協会、監督署の三者で文書により調印